

○外国原産地証明書の記載要領（簡易版）

→詳細や記載内容に関するルールは当所で販売の申請事務マニュアルをご覧ください。

①外国原産地証明書

外国商品の原産地証明も行っています。日本原産地の作成とほとんど同じですが、原産国の表記や商品名の記載方法が違う点や外国商品であることを示す書類の提出が必要になります。

なお提出書類は貿易形態によって変わります。

主な貿易形態の定義

○再輸出：外国から輸入した通関済みの商品を、加工せずに再度輸出することです。

○積戻し：外国から到着し通関手続未了で保税状態にある商品を、

加工をしないで保税地域または他所蔵置場所から、再度外国向けに積み出すこと。

○仲介貿易：日本の事業者が外国相互間での商品の移動を伴う売買契約の当事者となる取引のこと。

②原産地証明書作成にあたっての注意点

基本的には日本原産地と同じですが、次の点が異なりますのでご注意ください。

○原産国の表記について

国名は JAPAN ではなく、該当の国名を記載してください。

例：日本産と中国産のように原産国の異なる商品が混在する場合 JAPAN China

○商品名の表記

インボイス及び原産地証明書に原産国の異なる商品が混在する場合、記載のすべての商品につき、それぞれの原産国を明記する必要があります。

例：MADE IN JAPAN

③申請の際に必要な書類

原産地証明書・インボイス以外にも以下の書類をご準備ください。

※事前確認の際にも以下の書類の送付をお願いいたします。

○再輸出の際に必要な書類

・外国原産地の誓約書

・商品や原産国を確認できる(a)~(f)の書類

(a) 船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（フォトコピー可）

(b) 原産国表記のある輸入許可通知書（フォトコピー可）

(c) 原産国表記のある輸入時のインボイス（フォトコピー可）

(d) 商品の写真（商品全体と商品名（商品名・型番 etc.）、原産国（Made in, Country of Origin 等の表記）の表示部分）

(e) 商品のカタログ（一般公開されているもの。商品名（商品名・型番 etc.）、原産国（Made in, Country of Origin）の記載が必要）

(f) ※(a)~(e)がない場合、誓約書の「その他」にチェックし、輸入元販売証明書を添付するか、国内入手経路（輸入元から転売先を経て輸出者に至る経路）を明示し、輸入元や販売先の社名・住所・TEL を誓約書へ記入してください。「国内入手経路説明書」のひな形がございます。

○積戻しの場合

- 外国原産地の誓約書
- 商品や原産国を確認できる(a)~(d)の書類
 - (a) 船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（フォトコピー可）
 - (b) 原産国表記のある積戻し許可通知書（フォトコピー可）
 - (c) 原産国表記のある蔵入承認申請書（フォトコピー可）
 - (d) 原産国表記のある蔵入れ時のインボイス

○仲介貿易の場合

仲介の場合は以下の2つの場合に限り、証明書の発給を認めます。

1. 船積地に仕向地の大使館・領事館がないので日本で領事査証を取得する場合
2. 輸出者名を信用状（L/C）等の指定にあわせて変更する場合

- 外国原産地の誓約書
- 商品や原産国を確認のため(a)と(b)どちらも提出してください。
 - (a) 船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（原本）
 - (b) 海外から船積みされたことを示す書類（下記のうちいずれか。全てフォトコピー可）
 - ・B/L（船積地発行の船荷証券）（Non-negotiable Copy は不可）
 - ・AWB（船積地発行の航空貨物運送状）
 - ・SWB（船積地発行の海上貨物運送状）
 - ・CMR NOTE（国際道路物品運送書類）
 - ・CIM NOTE（国際鉄道物品運送書類）